

平成28年陸別町議会3月定例会会議録（第5号）							
招集の場所	陸別町役場議場						
開閉会日時 及び宣告	開会	平成28年3月16日 午前10時00分			議長	宮川 寛	
	閉会	平成28年3月16日 午後2時33分			議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別	
	出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
	欠席 0人	2	久保広幸	○			
	凡例	3	多胡裕司	○			
		4	本田 学	○			
		5	山本厚一	○			
		6	渡辺三義	○			
		7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	渡 辺 三 義		谷 郁 司				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主 査 吉田利之			
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野 尻 秀 隆		教育委員長	石 橋 勉		
	監 査 委 員	飯 尾 清		農業委員長（議員兼職）	多 胡 裕 司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木敏治		会計管理者	芳 賀 均		
	総 務 課 長	早 坂 政 志		町 民 課 長	（芳賀均）		
	産業振興課長	副 島 俊 樹		建 設 課 長	高 橋 豊		
	保健福祉センター次長	丹 野 景 広		国保児童診療所事務長	（丹野景広）		
	総 務 課 参 事	原 田 伸 仁		総 務 課 主 幹	高 橋 直 人		
	総 務 課 主 幹	瀧 澤 徹		総 務 課 主 幹	空 井 猛 壽		
教育委員長の委任を受けて出席した者の職指名	教 育 長	野 下 純 一		教 委 次 長	有 田 勝 彦		
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟 方 勝 則					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
追加1		追加議案の取り扱いについて
2		一般質問
追加2	議案第32号	平成27年度陸別町一般会計補正予算（第8号）
追加3	議案第33号	平成28年度陸別町一般会計補正予算（第1号）
3	意見書案第1号	T P P大筋合意に伴う国・政府の対応に対する意見書の提出について
追加4	発議案第1号	議員の派遣について
4		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番渡辺議員、7番谷議員を指名します。

◎追加日程第1 追加議案の取り扱いについて

○議長（宮川 寛君） 追加日程第1 追加議案の取り扱いについてを議題にします。

本件については、14日、議会運営委員会を開催し、町長から提出のありました議案第32号、議案第33号並びに議会関係発議案の取り扱いについて協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○議会運営委員長（多胡裕司君）〔登壇〕 3月定例会の運営にかかわり、3月14日、本会議終了後に町長より提出のありました追加議案2件並びに議会関係発議案の取り扱いについて、14日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、結果について御報告申し上げます。

今般、町長から追加で提出されました案件については、平成27年度陸別町一般会計補正予算、平成28年度陸別町一般会計補正予算の2件であります。

また、議会からの発議案は、議員の派遣についての1件であります。

これを本日の議事日程に組み入れ、お手元に配付しております日程表のとおり審議するものとしたしました。

なお、追加議案の2件については、相互に関連するため、一括して説明を受けることとし、質疑も一括とすることに決定をいたしました。

なお、討論、採決については、それぞれ議案ごとに行いますので、あらかじめ御了承願

います。

以上のとおりでありますので、特段の御理解をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、追加議案の2件並びに議会関係発議案については本日の日程に組み入れ、審議したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、議案第33号、発議案第1号は、本日の日程に組み入れ、審議することに決定しました。

◎日程第2 一般質問

○議長（宮川 寛君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 一般質問を始めさせていただきます。

きょうは、第5期陸別町総合計画について及び学校教育に関する全国学力・学習状況調査の結果についてとICTを活用した教育の取り組みについて、町長及び教育長にお伺いします。

最初に、第5期陸別町総合計画についてお伺いいたします。

町政執行方針には、今後予想される地方交付税の削減など、厳しい財政運営を余儀なくされていく中で、町民の皆さんが安心して安全に暮らせるまちづくりを進めていく決意が述べられております。そして、人口減少や高齢社会の進行などとともに、酪農業や林業などの基幹産業の存亡にかかわる諸問題を喫緊の課題とし、その重点施策が掲げられております。

その指針となる計画として、当町には総合計画があります。基本構想、基本計画、実施計画という3層から成る計画であります。

現在は第5期目に当たり、平成22年度からの10カ年を計画期間にして、10年後、平成31年度における陸別町の目指す姿が掲げられております。そこには、計画策定の趣旨として、地方分権一括法が施行されたことにより地方自治体の位置づけが大きく変わり、地域のことは地域みずからが決め、その責任は地域が負うこととなったことが掲げられております。そして、当町を取り巻く現状と課題として地域コミュニティの変化が挙げられており、住民サービスを低下させないために、行政、住民活動の役割、自助、共助、公助の精神により、町民ができることは町民自身で行うことが必要となり、町民参画によるまちづくりを進めていくことが求められているとされております。

当町は、自治体としての生き残りをかけて、国の地方創生に係る地方版総合戦略を策定

しております。陸別町人口ビジョンにおいては、2060年の目標人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計値の2倍を超える1,550人に決めました。陸別町地方版総合戦略等検討会は、これを町民の決意と捉えております。

しかし、それにはまず、合計特殊出生率については、現在1.5程度のものを15年後の2030年には2.1までに上昇し、総人口は減っても毎年15人程度は出生し続けることが必要で、また、社会増減も均衡されていなければなりません。次年度、出産祝い金事業を新たに設けて出生数の増加を目指しておりますが、この目標を達成するにはハードルが相当高いものであることを認識しなければなりません。

昨年9月の議会定例会において、持続可能なまちづくりとして考えを幾つか述べさせていただきましたが、例えばその一つ、町並みの整備におきましても、人口が5,000人のときも今も同じというわけにはまいりません。いずれはその規模に合ったものにつくりかえていかなければ生き残れません。その政策の決定には、相当の期間を設けて住民の皆さんの理解を得なければなりません。また、これまでは当たり前のように受けられた公共サービスであっても、今後はその取捨選択が必要になってきますし、中には住民にとって痛みの伴う施策であっても耐えなければならない事態も考えられます。

このようなことから、これからの当町のまちづくりを考えると、町民憲章の実現を目標にして、開拓の祖、関寛齋を初め多くの先人のたゆみない努力によって栄えてきたふるさとを守るため、その方向性を定めたこの総合計画を形骸化させてはならず、その存在感を發揮させなければならないものと考えます。

そのようなことで、この総合計画をまちづくり基本条例や自治基本条例などに適切に位置づけることによって、自治体の政策転換の根幹たる地位を確立することができるようにする動きが全国的に広がりつつありますが、この基本条例は、その制定のプロセスが非常に大切なことと言われております。条例制定の審議に当たっては、十分な議論のもとに町民の合意が図られるよう、条例制定のスケジュールに固執することなく、必要な審議の機会を確保しなければならないと言われております。したがって、今後、これに取り組むかどうかは、町民の意思に沿って検討しなければならないものと考えます。

総合計画には、総合計画の性格として、まちづくりを進めていく上で最も上位に位置づけられる計画であることを規定しております。当町には数多くの個別計画がありますが、その根拠になる条例や規則、要綱と総合計画との関係につきましても思うところがありますので、2点ほどお伺いします。

その前に、現行の第5期陸別町総合計画の見直しにつきまして、この計画の仕組みとして、基本計画について、中間年度では、諸環境の変化に対応するために弾力的に見直すこととしておりますし、実施計画について、計画期間は3カ年とし、環境の変化やまちづくりの動向に対応できるよう、3カ年度ごとに見直しを行うこととしておりますが、その状況について、まずお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問にお答えします。

平成25年に1回、実績、実態を把握しておりまして、次は平成28年に計画をしているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） これから具体的な見直しに着手されるということであると思いますので、その機会にまた意見を述べさせていただきたいと思います。

昨年10月に策定されました、国の地方創生に係る地方版総合戦略となる陸別町総合戦略には、その位置づけとして、平成22年に策定した第5期陸別町総合計画の内容と本年度の計画中間年度の見直すべき内容を踏まえてとなっております。ただいま答弁がありましたように、具体的な見直しは今後ということでありますから、中身に入った答弁を求めということにはならないと思いますが、地方版総合戦略を策定したときに、見直すべき内容という言葉が出ておりますが、お答えできる範囲で結構ですが、想定されていた見直すべき内容がどのようなものであったのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、継続事業は出しております。そして、新しいもので農業関係の、例えば、クラスター事業でありますとかバイオマス事業、そういったものを載せさせていただいております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 確かに、総合戦略を見ましたら、今、町長から御答弁いただきました内容については大きな項目として掲げられていると思います。

もう一つ、見直しのプロセスなのですが、見直しに当たりましては、陸別町まちづくり推進会議、これが基本構想、基本計画及び実施計画に関する所掌事務として調査・審議し、答申することを目的にしております。このまちづくり推進会議は、地方自治法に基づいて制定された条例によって設置されているものと考えます。

さらには、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例におきましても、軽微ではない変更を含めて議会の議決を必要とすることが定められております。今後、これらが提案されてくるものと考えておりますが、どのようなスケジュールで処理されるのかお伺いたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これに関しては、前の段取り等がありますので、副町長から説明させたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木俊治君） 先ほど町長の答弁の中で、3年ごとに見直しをかけるということで、22、23、24については平成25年度、それから、25、26、27については平成28年度に見直しをかけるということにしています。

段取りとすれば、1点目は、まず、実績がどうだったかということの把握が出てきま

す。その中で、目標を設定していますから、それに対する実績ベースがどうだったかという、その分析と結果です。それと、今度は本文の修正がある場合は、計画なりそういったものを修正していくということになります。そしてまた各課にバックして、その文案について再度修正、チェックをかけまして、ある程度固まって内部で協議して、また各課にバックして、最終的な原案ができた段階で議会のほうにまず事前に御説明を申し上げまして、そして、町とすればまちづくり推進会議に諮問をして答申をいただくと、そういった段取りになりますので、時間的には結構かかるという予定になるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今御答弁いただきましたように、見直しにつきましては、ぜひ今のプロセスのようにお願いしたいと思います。

それでは、個別計画あるいは条例、規則、要綱と総合計画との関係についての1点目の質問であります。空き家等の解体撤去に対する経費の一部を助成する景観形成事業につきましては、陸別町景観形成補助金交付要綱を制定して、平成10年度から実施されております。その第5条関係、別表の摘要欄には、補助の適用区域は陸別町市街地であることが規定されております。しかし、第5期陸別町総合計画の基本構想には、土地利用の指針として、農村地域における離農跡地に残る廃屋の解消などを含めた農村景観や集落環境の整備に努めていきますとしております。

昨年5月に施行された空き家対策の特別措置法の関係のみならず、農地の利用集積においても支障となる離農跡地に残る廃屋の解消に向けた対応が必要になるものと思います。市街地と同じ取り扱いになるかどうか等の議論はあるものと思いますが、この農村地域の景観形成についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問でございます。農村地域における景観形成の考え方ということでございますが、議員もおっしゃるとおり、当町は全道的にも早くから景観形成に取り組んできました。これまでは、そのとおりで、市街地の住宅密集地の景観形成に主眼を置いて進めてきておりますが、住宅の点在する郊外、農村部については進展はしておりません。

景観といってもいろいろな意味合いがございまして、現状でどのようなことをやっているのかということについて、ちょっと御説明申し上げたいと思うのですが、農村の景観形成について、現状では、農村環境の美化指導として、町、農業委員会、農協、NOSA I、普及センター、森林室、北糖などで構成する陸別町農林推進協議会、いわゆる農推協ですが、地域集会所とか花壇の花の種代、そういったものを助成、そして、でき上がったものの写真等を役場のロビーで展示をしていると、そういうこともございますし、あとは中山間の直接支払事業にかかわる陸別集落の取り組みといたしまして、使われなくなった

廃棄農機具ですとか電化製品の処分、地域の環境整備を行っているところであると認識しております。

そして、質問にもございました第5期総合計画において、農村地域における景観形成にかかわる内容としましては、陸別の自然環境を生かした農村の景観形成を進めたいと思っています。

また、離農跡地にある廃屋の解消に向けて、関係機関との協議を進めますというふうに間違いなく掲載されております。

現在、地方創生に絡みまして、北海道の市町村連携地域モデル事業を利用した十勝東北部、これは、本別、足寄、陸別、これの広域連携事業として取り組みを開始しました、空き家を利用した移住・定住連携促進事業による調査、これはあくまで移住等で利用できる住宅の調査ですが、農村地域の空き家の状況も一定程度は把握できると考えております。

第5期総合計画は、基本計画は中間年度において弾力的に見直し、実施計画は3年ごとに見直しを行うと、先ほど議員からもお話のありましたとおりです。平成27年5月から、各課等による事業費、実績調査を行い、現在、基本計画の掲載文などの内容の見直しと校正を行っているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今、町長から御答弁いただきましたように、総合戦略にも目標の中の二つの項目に、この景観形成が書かれておりますし、空き家の解体もその中に含まれて書かれておりますが、残念なのは、陸別町過疎地域自立促進市町村計画、これらを見ましても、やはり市街地という形になっております。

改めてお聞きすることになりますますが、農村地域に同じように景観形成の補助金交付要綱を適用するようなお考えはございませんか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 廃屋については、農村部、これは全部ではないのですが、私の知るところ、例えば上斗満だとか小利別あたりにも廃屋、空き家は点在している。国道沿いでも物置の壊れかかったようなものも目にすることもあります。離農跡地の空き家というのも景観の一部、古くて絵の材料になっているとかというものもありますので、それも景観の一部かなと言えなくもないのですが、近隣の住民や通行している人に危険が及ぶような建物については解体の緊急性もあるのかなと、そういうふうに思われますが、基本的に、部外者の入れない私有地に建つ建物については緊急性は多くはないと、そういうふうに考えております。公共の危険性がある場合や景観上余りにも見苦しい場合は今後検討が必要ではないのかなと、そういうふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 現時点ではそういう御答弁でいたし方ないという部分がございますが、将来に向けて、弾力的な考え方というか、施策をお願いしたいということを申し上げまして、2点目の質問に移ります。

第5期陸別町総合計画の基本計画には、高齢者福祉の充実として、生まれ育ったこの地にいつまでも住み続けることができるよう、地域や福祉、医療などの関係機関が連携した施策を展開していく必要があるとして、介護予防の推進や在宅サービス及び施設サービスの充実が掲げられております。当町では、入所系の生活施設として、介護保険事業のみならず、その周辺事業を含めて、特別養護老人ホームや認知症対応型グループホーム、さらには、独自の事業であります共同生活支援施設を整備して、その施設に入居することによって共同生活に必要な援助が受けられることになっております。

しかし、その共同生活支援施設、これは皆さん御承知の福寿荘のことでありますが、これについては、陸別町高齢者共同生活支援施設条例でその入居要件が定められており、その他町長が特に必要と認める者との例外規定はありますが、介護保険制度により自立または要支援と認定された者とされておりますので、要介護の状態にあるもの、または要介護の状態になった場合には入居できないこととなります。また、自立者の取り扱いにつきましても、介護保険制度により自立と認定された者とされておりますので、介護認定を受けることが前提条件になっております。一方で、入居対象者を規定した条文の後段には、「及び介護保険施設から在宅生活に移行する者で独立して生活することに不安のある者」として規定しております。「及び」で規定されておりますので、後段の要件には前段の事実または要支援には関係なく、要介護者であっても入居対象者になると解されると思いません。

御承知のように、介護老人福祉施設につきましては、原則として要介護3以上でなければ入居できませんし、認知症対応型グループホームについては、要支援2以上で認知症の症状を有していなければ入居できません。サービスの事業者間のすみ分けの視点も必要になりますが、認知症の症状を有しない要介護1、2の要介護者が入居できる生活施設が原則町内にはないこととなります。加えて、厚生労働省がホームヘルプ事業の家事援助サービスを介護保険から除外し、自治体の実施している家事支援サービスへ移行させて、その補助を充実させる見直しの方針を固めたことが報道されております。

ホームヘルプ事業は、平成26年度の実績で見ますと、介護事業、介護予防事業及び障害者支援を含めると、利用実人員で25名であります。延べ利用回数にしますと1,161回となっております。今年度につきましても大きな変化はない状況と聞いております。このうち介護予防事業につきましては、次年度からは介護予防事業から切り離して、介護予防・日常生活支援総合事業として予算化されておりますが、さきに申し上げましたとおり、国の方針では介護の必要量が比較的軽いと言われております要介護1、2の要介護者について、いわゆる生活援助の部分は近い将来において介護保険の対象から外して、原則自己負担にしたいとしております。

そのようなことで、陸別町高齢者共同生活支援施設条例を見直して、要介護者であっても、比較的軽介護の状態にある方についても、高齢者共同生活支援施設における入居の対象者とし、家事支援サービスを含めたホームヘルプ事業を一体的に受けられるようにする

ことが必要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問です。高齢者共同生活支援施設入所要件の考え方、福寿荘等々の御意見がありました。

お話の中で、福寿荘、要支援1、2は入居オーケーということになっておりますので、そこは御理解いただきたいなというふうに思います。

高齢者の共同生活支援施設入所要件、この関係につきましては、特に総合計画として取り上げております。また、この件のみを取り上げるという考えはありませんが、高齢者が住みなれた町で自分らしい生活ができるようにするための支援などの対策の一つとして、必要な方へのサービスの一つとして今後も有効に利用していきたいというふうに基本的な思っております。

また、高齢者共同生活支援施設、福寿荘につきましては、平成16年から運営を開始していますが、当初より身体的に一部介助の必要な高齢者や食事の提供が必要な独居の高齢者など日常生活に支障が生じており、在宅は難しいが介護保険制度のサービスが受けられない、いわゆる在宅と介護サービスのすき間を埋めるための施設として、これまで運営してきております。

また、高齢者共同生活支援施設福寿荘につきましては、過疎計画、総合戦略においても、高齢者が住みなれた町で自分らしい生活ができるようにするための支援などとして掲載しておりまして、有効的な利用を視野に入れて運営していくこととしていこうと思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいまの質問、私の質問の仕方が要領を得ないので、答弁のしづらい部分があったのかと思いますが、わかりやすく言いますと、この共同生活支援施設、今、町長から御答弁がありましたように、自立または要支援1、2が入居の対象者であります。今入っている方が要介護の状態になった場合、本来的には、これはあきがあればのことではありますが、認知症があれば認知症対応型グループホームに行く方法がありますし、特別養護老人ホームにおきましても、現行の改正前であれば、要介護であれば入る可能性はあったのですが、原則的に、今、要介護1、2は特別養護老人ホームの入所の対象外でありますので、先ほど言いましたように、町内には軽介護度者の中間施設などは実質ないということでもあります。

9月定例会においても同じような質問をしておりますが、小規模多機能型の居宅介護、あるいは町長も言及しておりましたサービスつき高齢者住宅、これ、先ほどの福寿荘にホームヘルプ事業の生活援助を一体的に組み込めば、要介護1、2の方が入るようになった場合の身体介護も含めれば、サービスつき高齢者住宅とほぼ変わらない施設の用途になるかと思いますが、そういう道を探る考えがおありかということをお聞きしたかったのですが、私の質問がたつたなかつたと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 大変申しわけございません。私もよく聞いていない部分があったのではないかなというふうに思っています。

ちょうど、うちの町では中間の施設がないということで、これは過去の議会でも申し上げたことがあるのですが、我が町には在宅から特老への中間施設がないと。いわゆる小規模多機能だとかサ高住、サービスつき高齢者向け住宅、そのことだと思うのですが、これは、当町としましても、この施策の必要性を感じているところでありまして、高齢者介護福祉の関係者らで構成する陸別町地域包括ケアシステム推進会議の場においても、我が町に合った受け皿づくりをただいま協議、検討しているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） この部分はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、学校教育に関係します質問を、教育委員会並びに学校に対する応援を込めまして2件させていただきます。

まず、1件目についてですが、文部科学省は毎年、小学校6年生と中学校3年生を対象として、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的に、児童生徒の学力と学習状況を調査しております。

今年度は、昨年4月21日に実施され、その結果については、国は当然であります、北海道教育局も8月に公表しておりますし、当町におきましても12月発行の広報に掲載されておりますが、改めてその詳細につきまして教育長にお伺ひしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） まず、詳細ということですので、この全国学力・学習状況調査は、平成19年から実施をしております。それで、これは単なる子供たちの教科そのものの学力をはかることを目的というふうにはしておりません。

まず、教科に関する調査というものがありますが、小学校6年生は、通常の年であれば国語のAとB、それから算数のAとBがあります。このAと言われるのは、基礎知識にかかわる部分であります。Bと言われるのが、その活用問題、活用にかかわる設問ということになります。

あと、質問紙調査というのがございます。質問紙は、児童生徒に対する質問と、それから学校に対する質問というものがああります。児童の質問紙でありますけれども、観点的に申し上げますと、学習に対する関心、意欲、態度、それから学習状況、それから学習時間等、学校生活等、それから基本的な生活習慣、それから家庭でのコミュニケーション等、それから地域とのかかわり、社会に対する興味・関心、それから将来に関する意識、それから自尊意識、規範意識などの観点による、観点類に分けた設問となっております。

それで、今年度の27年度は、理科が追加になって調査をしております。これは3年前、ですから平成24年に理科をやっております。当時、今の中学3年生が小学校6年生のときに理科をやっているということで、その経年変化を比較するというふうなことで、

ことしが理科ということで、また来年、平成28年度からは国語と算数、中学は数学というふうな2教科の調査に戻るというふうな内容になっております。

以上、詳細になったかどうかわかりませんが、以上であります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今、御答弁いただきまして、きょうは、この学力調査の結果はさておきまして、今回は、同時に実施された学習状況の調査結果について考えてみたいと思います。

これは、五つのカテゴリーに分けられまして質問されているわけでありまして。学習時間等について、学校生活等について、生活習慣、地域とのかかわり、自尊意識と、この五つのカテゴリーに対しまして、幾つか質問があります。例えば学校の授業時間以外にどれくらいの時間勉強しているか、それから、朝食を毎日食べているかとか、毎日同じくらいの時刻に寝ているか、または起きているか、こういう項目がありまして、それを五つのカテゴリーで分けて評価しているわけでありまして。

これらの調査結果につきましては、先ほど申し上げました広報にも掲載されております。例えば、学習時間等について、小学校では全体的に規則正しい生活を送ることができている反面、家庭での学習時間が少ない傾向にある。一方、中学校では、家庭学習が徐々に定着されてきているとの傾向が示されております。教育委員会、学校は、この調査結果をもとに、必要に応じて学力の向上に取り組んでいるものと考えます。

家庭教育は、全ての教育の出発点であると言われてます。申し上げるまでもなく、子供は、家庭での触れ合いを通して基本的な生活習慣を身につけながら大切なことを学んでいます。これからの陸別の未来を担う全ての子供たちが健やかに成長し、自信を持って夢に向かってたくましく歩んでいける能力を育むには、学校、家庭や地域が一体となって取り組むことが大切になります。

そのようなことで、社会全体で子育てや家庭教育を支えていかなければなりません。現在の全国学力・学習状況調査は、先ほど教育長も申しておりましたように平成19年度から行われており、東日本大震災に見舞われました平成23年度を除く8回の調査データの蓄積があるわけでありまして。文部科学省における調査の分析結果でも、学習に対する関心、意欲、態度、読書や学習の時間、基本的な生活習慣、自尊意識などに関する学力との相関関係について明らかにされております。

このような経年の変化が把握できている状況の中で、当町の教育行政として学力向上に向けてどのように取り組んでこられたのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） それでは、質問の経過の中で、最初に家庭における学習時間のことについて若干触れておられましたので、そのことについてまず、冒頭ちょっと説明させていただきます。

昨年の広報12月で、概要と、それと改善プランと、あと学校、地域、家庭の皆さんへ

ということで、教育委員会としてのお知らせとお願いをしているところであります。あわせて、小中学校の全保護者に対しまして、教育委員会のほうから、特にその中でも家庭における学習時間のことについて、平日の学校以外における時間の使い方、学習している、読書している、それからテレビ、ゲーム、それから携帯、スマホなど、これらが調査紙にありますので、それをトータルして、時間を明示して、あとは学習時間の全国との比較したものを表に見やすく一覧にして、各家庭に配付させていただきました。それをもとに、各家庭での時間の使い方、特に予習、復習等の学びの時間に配慮するような取り組みをお願いしているところであります。

それから、相関関係ということで、早寝・早起きなど生活習慣、それからふだんの学習習慣と、あと、自己肯定感だとか、あとは地域に対する関心だとか、社会に対する関心だとか、人のために役に立ちたいだとか、こういうふうな各項目と学力との関係、そういう相関関係というものも質問の中がありました。

これは、詳細にちょっと、全ていろいろ、19年から項目ごとに経年の数値は出しております。ただ、全国的には平均値を出して、その傾向を把握することによって、政策だとか対応に十分役に立ってくれるのかなと思っておりますが、特に当町のように小中1校ずつというところで経年変化を見た場合、その変化の中で傾向的なものを把握するというのは非常に困難なことがあります。それよりも、当町のような規模であれば、児童生徒一人ひとりの資質・能力を十分把握して、個々に指導をしていくというふうな観点で臨んでいくのが望ましいかなというふうに考えております。

それから、あと、一番大事なことが、全体で、要するに家庭が一番大事だ、出発点であると、これは異存のないところでありますけれども、学校、それから地域で、町ぐるみで、全町で子供たちの成長を見守るということについてでありますけれども、この全国学力・学習状況調査は、先ほども言ったとおり教科そのものをはかっていくというものを目的としておりません。今、教育改革というものが進められております。この教育改革を進めていくためには、まず教育関係者の意識改革というものが必要になってくるし、開かれた学校づくりというものも大事です。そのためには地域住民の理解と協力が必要です。これを進めていくための基礎データとして活用する狙いが全国学力・学習状況調査にはあるのだろうなというふうに私は捉えております。

教育改革とは何かということで、それを今話し始めると、ちょっと時間が長くなりますので割愛させていただきますが、結局、先ほど言いました子供たち一人ひとりの資質・能力をどう伸ばすかという、教科を超えて取り組まなければ達成することができないというふうに考えております。知識を学んでもらうというだけの考え方では難しいということでもあります。そのためには小学校6年間を系統的に把握し、積み上げていくということが必要であります。そのための基礎データだというふうに学校、教員一人ひとりに理解してもらおうということで、その上に立って小中連携、小中一貫などの学校間連携というものが必要になってくるのかなというふうに思っています。このことが今後重要な取り組みの

柱になっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 当町における学習状況の調査結果につきましては、その概要ではありますが、陸別町教育委員会が広報で公表していることはさきに述べたとおりでありますし、また、教育長から詳細な説明がありました。そして、そのことを踏まえた学習状況の改善に向けた取り組みにつきましては、ただいま教育長から答弁をいただいたものであります。

教育長の答弁を繰り返すこととなりますが、教育行政執行方針には、教育長がデータの蓄積を踏まえた上で考えられたと思われる文章が幾つかございますので申し上げたいと、そのように思います。

要約でございますが、教育行政執行方針を見ますと、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成、信頼される学校づくりを柱として、強い学校づくりに取り組むことが掲げられております。

確かな学力の向上としては、陸別小学校では、朝学習と朝読書の実施のほか、家庭学習の目標時間を設定し、学習の習慣化に取り組むこと、陸別中学校では、数学科の習熟度別学習や複数教員による指導の取り組みを実践することが挙げられております。

また、豊かな心と健やかな体の育成については、豊かな心を育てるために、学校教育活動全体にわたり道徳教育の充実を図るとともに、道徳の授業公開を実践することが挙げられております。

3点目でございますが、信頼される学校づくりについては、安全点検を強化するとともに、地域に開かれた学校づくりを進めることなどが学習状況の調査の結果から明らかになった課題に対応する施策として挙げられております。

先ほど文部科学省の調査によって明らかになった事項として、読書、学習時間や基本的な生活習慣などと学力との相関関係に言及していることを述べさせていただきました。それらに取り組む当町の教育委員会、学校の姿勢から、推測ではありますが、これは冒頭でも言いましたように、陸別町の教育委員会、学校はよくやっていると、そういうことを踏まえた上での応援になりますが、学力については、公表されております全国都道府県別の平均正答率のランクづけでは、北海道は下位のグループにくくられておりますが、必ずしも当町が同様の状態にあるわけではないのではないかと私は思っております。これは、教育委員会、学校の取り組みを見て私が思うところではありますが、そのように思っております。

当町教育委員会は、この学力調査の結果については、この調査が学校における教育活動の一側面であることを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないよう数値の公表はしないとしておりますので、この件についての答弁は求めませんが、一層の学力向上に期待しているわけでございます。

最後の質問になります。

学力向上につなぐICT教育の取り組みについてお伺いいたします。

ICTと申しますのは、情報通信技術と訳されており、一般的には産業界におけるITと同じ意味合いのものであらうと思っております。

まず、これも全国学力・学習状況調査にも関係することではありますが、先ほど教育長も申し上げておりましたが、その際に、教科の調査とあわせて、学校に対して指導状況等を問う学校質問紙調査が行われており、その中でコンピューターなどを活用した教育について設問されておりますので、その取り組み状況については継続的に把握できているものと考えます。

そして、教育行政執行方針では、強い学校づくりの出発点として、IT教育などの先進的な取り組みを研究課題として掲げております。この学校質問紙調査の調査結果の概要と、研究課題としておりますIT教育の現状についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） まず、第1点目のコンピューターなどを活用した教育の全国の概要について説明いたします。

学校質問紙の中で、ICTを活用して子供同士が教え合い、学び合う学習や課題発見、解決型の学習指導を行った学校の割合調査ということで、平成19年度からの状況であります。小・中学校ともに増加傾向がうかがえるというふうなものであります。

さらに、国語、算数、中学校は数学でありますけれども、この授業において、コンピューター等の技術を活用した授業を行ったということで、これは平成26年度からの調査ですけれども、前年に比べ小学校はやや高くなっている、中学校は高くなっているというふうな内容であります。

あと、先ほど言いました、平成27年度は理科の調査がありました。この調査において、コンピューターを活用した授業を行ったというものでありますけれども、小学校と中学校ともに平成24年度に比べ高くなっているというふうなことの経年変化というふうな内容になっております。

あと、現状であります。現在、小中学校ともにパソコンの更新が終わりまして、固定パソコンが、小学校が21台、中学校が20台配置されております。電子黒板が平成21年度で小中学校に1台ずつ、それから、実物投影機と言われるものがありますが、これが小学校で3台、今機能しております。中学校におきましては、実物投影機というものは今はありません。あと、無線LANの環境整備でありますけれども、小学校は大改築したときに整備が終わっておりますが、中学校におきましては、まだ整備が終わっておりません。

今年度、平成27年度、ICT教育の研究ということで、情報収集に努めました。まず、研修会への参加ということで、道立研究所に教員を派遣しております。それから、視察研修ということで、先進地で北海道教育大学の函館校附属の函館中学校を視察先として

行っております。管内におきましても、鹿追町の瓜幕中学校にもありますので、そこにも派遣をしております。あと、それに基づいて校内研修を実施しております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 最近では、この電子黒板やタブレット端末等のICTを活用した教育に本格的に取り組む動きが全国的に広がっているわけでありまして、今、教育長から答弁いただいたところであります。

このICT教育であります。これは、小規模校における児童生徒の社会性の育成や児童生徒同士の学び合いや学校内外のさまざまな人々との共同学習などに期待されているとされております。文部科学省が平成23年度から3年間にわたって実証研究された学びのイノベーション事業では、1人1台のタブレット端末と、全ての教室に電子黒板や無線LANなどが配備された環境において、ICTを活用した教育の効果等を検証しております。

この事業は、教員の全てがICTを効果的に活用した授業を実践できるようにするための取り組みが必要になりますが、児童生徒の一層の学力向上につながるものと言われております。

一応、質問では、陸別町教育委員会として早期の事業化に向けて、教育長としてどのようにお考えか改めて聞く考えでございましたが、今の答弁の中にその考えが含まれておりますので、答弁についてはうけたまわったと考えております。

学習指導要領では、コンピューターや情報通信ネットワークなどの教材、教具を有効、適切に活用するためには、教師はそれぞれの情報手段の操作に習熟するだけでなく、それぞれの情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められるとされております。先ほども申し上げましたが、当町の教育委員会、学校は、さまざまな独自の特色ある教育の実践を目指しております。ぜひこのICT教育にも陸別らしさを備えたものになるよう期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） ただいま質問のあったとおり、文科省において、平成23年から25年にかけて、学びのイノベーション事業ということで、全国に20校の指定校を設けて成果報告を出しております。これを受けて、北海道教育委員会が今年度から、全道10カ所の学校の検証に入っております。管内では豊頃町が指定を受けて、実践に入っております。今はちょうど普及過程なのかなというふうに考えております。

今言われたとおり、普及に当たっての課題ということで、まずICT活用の必要性の理解をすること、それから有用性の実感をはかること、それから活用への不安を解消していくというふうな課題がそれぞれあります。

当町は、平成27年度特別研究の中で先ほど説明したとおりの取り組みを、28年度についても継続をしていきたいなというふうに思っております。まず学校と教育委員会のほ

うとの議論の場を設けていきたいなというふうに考えております。それと、陸別町の実態に合う導入の仕方、整備の仕方について議論をして、整備の計画を取りまとめていくことに着手をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 以上で、久保議員の質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次、3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、通告どおりの一般質問をよろしく願いいたします。

私が今回挙げたのは、農業関連ということで、農業後継者、担い手の対策とJAに対する優先出資、また、バイオマス事業について、町長のお考えをお尋ねいたします。

まず、町長にお尋ねをいたします。

町長は、今年の春からそろそろ1年がたつわけですけれども、改めて、基幹産業である酪農畜産に対する町長のお考え、また思い、また、選挙公約で挙げたものに対してあれば再度お尋ねをいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

酪農で言えば、優良家畜導入支援事業の継続、これが一つ目です。そして、次にクラスター協議会、それに対する支援、あとはバイオマス関連事業の調査・研究、町の出資リース牧場の導入の検討ということで、選挙公約として挙げております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、まず、JA陸別、我が町の畜産、酪農に対しての現況をお話しいたします。

現在、酪農家は56戸、畜産農家が15戸で、それに伴い、酪農従事者及びその家族は合計で500名程度ということになります。また、農業法人、従業員及びその家族または農協、NOSA Iと関連の会社、またはいろいろ含めて148名、150名程度、合わせて650人が農業関係、農業従事者、それで陸別町の人口の約25%を占めているのではないかと思います。平成27年度の見込みで、当町の出荷乳量は3万9,100トンと、十勝管内24農協においても、現在13番目で推移をしております。

また、農業の総生産額は、今年度は約48億円ぐらいが想定されると見込んでおります。平成26年度が45億円でしたから、その差額は3億円を上回る見込みとなっております。その内訳としては、乳量の増加と個体販売及び和牛の素牛の販売の価格の高騰、これが大きな要因になっているのではないかなと思われま。そして、今年度は大規模法人ユニバースの本格稼働の年でもあり、生乳総出荷乳量は4,200トンいくのではないかと

なと思われま。これは、十勝管内24JA中10番目の位置にいくかなと見込まれております。

しかしながら、この春、4月以降には3戸の酪農家が高齢及び後継者不足のため搾乳中止となります。また、2年後、3年後を考えると、どんどん離農が進み、地域の存続すら危ぶまれると私は考えます。

そこで、町長に、農業の担い手及び後継者対策についてのお考えをお伺いいたします。

現在、当町における農業後継者は21人おられます。大半の形態は、TPPの大筋合意または経済動向の変動の厳しい影響により将来が見えず、投資の意欲を減退させています。また、中心的経営体においても、現状の負債にさらなる投資は次世代での償還を困難とさせることから、投資に対しても足踏みをしております。やむを得ず高齢によって営農中止した経営体跡地、そこにやむを得ず新規就農者を就農させるということが現在の必要要件かなと思われま。

しかしながら、ことしの2月28日、東京から家族、奥さん、子供を連れてUターンしてくれたということも聞いております。後継者として親元就農、本当に私はうれしく思いますし、本年度の中学校卒業生も、将来農業に従事することを夢見て4名が農業高校の進学が決まったと。私も本当にうれしく思うと同時に、この後継者が帰ってくることで酪農・畜産を守り、それが地域を守ることに直接つながると考えております。

しかしながら、現況の牛舎施設はほとんどが建築後40年以上たっております。これは、昭和50年の第2次構造改革で建てたほとんどの牛舎がこの中に含まれております。既存の施設を利用しながらの規模拡大は、設備の老朽化や建築資材の高騰等で問題があり、困難を極めております。

この現状の放置は、基幹産業である酪農・畜産の弱体化または農協の合併、人口の減少、他産業の衰退を招き、ひいては陸別町の存続が危ぶまれるのではないかなと思いま。陸別町の生き残りをかけるために、このような状況を判断した結果において、行政とJAが連携し、個人経営の経営体を育成する緊急対策として、JAから申し出のあった、また町長の公約にもある、陸別町リース農場構想を早期実現する必要があると私も考えております。

この既存のリース農場というのは、強い農業づくり事業から新規就農希望者が離農跡地に入り、農業公社から5年間のリース、これで入る制度であります。しかしながら、農協が掲げるリース農場構想というのは、陸別町のクラスター協議会、これにおいて認定を受けて、そして2分の1の助成金をいただいて後継者に就農していただく。しかしながら、現在、ユニバースもそうですけれども、非常に、価格の高騰に伴い、事業費も高いです。また、公共事業ということで、事業費が大幅に膨らみます。それで2分の1の助成金をもらっても、残がすごく大きいと思われま。それで過疎地域自立促進特別措置法ですとか、償還額の軽減を考えること、または補助残の償還額を軽減する措置として考えてみてはどうでしょうか、町長。お尋ねをいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 二つばかり御質問があったと思うのですが、農業の担い手及び後継者対策についての考えはということが最初にありました。これは、陸別町、農業に限ったことではございません。担い手及び後継者対策というのは、各産業界共通の課題であると深刻に考えております。

ほかの産業からも話がありました。仕事量はたくさんあるのだけれど、担い手、あと後継者問題があるので、事業を縮小していかなければならないと、そういうような悩みも聞かされているところでございます。行政としても、できることは真剣に調査・研究して、何か手助けできないかと盛んに考えているところでございますし、新年度の予算においてもいろいろな予算計上をしているところでございます。

また、Uターン、Iターンできる環境づくりというのはすごく大事なことであると思えますし、それにかかわる子育て支援も大事だなということで、いろいろな施策を打っているところでございます。現に、その効果もあらわれてきているのかなと、人の採用に関しても、陸別町はそういうことをやっているのだなと、それでは陸別町に決めようかなと、よそから来てくれる人も現に出ているということでございます。

また、町としましては、例えば農業に関しましても、基本的な考えは、経営の規模の大小に関係なく平等に支援をしていくという所存でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

さて、二つ目の御質問でございます。陸別町のリース農場についてということでございます。

これは、農協のほうからも要請がございました。そこら辺、ある程度詳しく今説明しておこうかなと思います。

先ほど言いました、農協のほうでリース農場について構想がありました。陸別町の酪農畜産クラスターでも担い手の育成の項目で計画し、協議会の取り組み検討内容としております。イメージにつきましては、農協と議会の勉強会も既になされていることであります。また、農水省の担当者が来町されたときには概略説明もしているということで、私もその席には同席をしておりました。

農協素案の大まかな内容についてなのですが、多胡議員とダブることもあるかもしれません。申しわけなく思うのですが、高齢化と施設の老朽化による生産者の減少、あとは負債等の問題で新たな投資がなかなか難しいと。このままでは、放っておけば生産者が減少して酪農衰退、ひいては町の崩壊につながるのではないのかなと。

また、今盛んに言われていますTPP問題、不透明で将来的なものが見えないと。投資意欲が減退していると。中心となる経営体においても、現状の負債にさらなる投資は償還が困難となることから足踏みをしているというのが現状であると。

また、経営を中止するところには新規就農者を入れる必要もあるが、個人経営の経営体を育成する緊急対策として、陸別町リース農場構想、これを早期に実現する必要があるの

ではないか。施設整備のコストを軽減することで安定した経営を営むことができ、酪農に魅力を感じる経営者の子弟等がUターンまたはIターンする効果が期待できると。

また、農協が考える構想の概要としましては、事業の取り組みは、酪農畜産クラスター事業により、先ほどもおっしゃっていましたが補助率2分の1で実施すると。事業主体には陸別町がなり、施設の運営・管理主体は、運営が会社及びJAが指定管理者となる必要があるのではないか。

次に、中心的経営体及び農業後継者のいる経営体に、補助残相当額でおおむね25年間ぐらいのリースの貸し付けとすることがいいのではないのかと。貸し付けの年齢制限は、おおむね45歳までとする。リース借用する経営体は、必ず専門機関の経営診断を実施することを義務づける。借用した施設及び設備のメンテナンス及び修理は、借り受け側の負担とする。また、経営に必要な農地については、農地所有者から借り受けし、TMRセンターから飼料の供給体制をとるのが望ましいのではないのか。

リース農場を借り受けしている経営体が途中で営農を中止した場合は、次の借り受け者を運営管理団体が責任を持って就農させると。施設を借り受けした経営体の主たる経営者は、少なくとも将来は農業士の認定を受けられるような経営体になるよう指導すると。

具体的なこれらの案を立案するために、関係機関でプロジェクトチームを構成する必要があること、また、具体的なスケジュールとして、平成28年10月ごろの酪農畜産クラスター第2次概要取りまとめまでに基本構想と参加組合員の件数を確定し、概算要求する必要がある。事業期間を5年間として、毎年1戸程度のリース農場を設置し、その施設において研修生の実習農場との位置づけを行うと。

先ほども話がありました。陸別町の酪農経営体は、おおむね50戸維持して、生産量は5万トン確保することがこれらによってできると確信していると。基幹産業である農業の維持と、特に酪農の農業経営だけでなく生産資材や輸送など経済効果をもたらし、雇用による定住者増加が期待できると、そのようなことでございます。

町としましては、産業を守っていかなければならないというのは全く同じ考えでございます。産業を守って、人口減少を少しでも抑えるという必要があるというのは同じであります。

ただし、課題もございます。課題としましては、個々の経営体に対して施設を整備するという方式に、やはり明確な理由づけが必要でなかろうかと。単に一部の経営体、一事業者を助けるというものにはならないのではないのかなと。共同利用や担い手育成の面からも検討する必要があるのかなと、そんなふうに思っています。

また、どこにその対象物を整備するかという問題もありますし、これは対象者の敷地内か、または全く新しい場所かといったようなこともいろいろ起きてくるのかなと思います。これら全般的、ほかの産業からも同じような要求が起きてくることも予想されます。

施設整備の事業主体を含めて議論がかなり、これからもまだ真剣に必要だと捉えております。他町の例では、農協が事業の主体となって実施しているというところもあるとお聞

きしております。また、事業費も1カ所当たり、上は限りないのでしょうが2億円から6億円ぐらい見なければならぬと、いわゆる巨額になってくるということでございます。

また、先ほど申しました土地の問題、対象者の問題も、これからやはり、そこら辺も十分に考えていくことも必要ですし、地域での合意、また、農業者間での合意等、議会、そういったものも必要ですし、町民全体の合意というものもある程度知らしめて、そういったことが大事なことになるのかなど。いわゆる公平性の問題といたしますか、そういったことにも気を配っていかねばならないと。また、先ほども言いました農家間の不平不満等も多少あるようにも聞いていますし、そこら辺もうまく解決していかねばならない。

いずれにしても、詳細はこれから、クラスター協議会、そして関係機関と数多く協議をして、陸別に合った方式ができればいいと私は思っております。また、それが可能でなければ、別な方法、選択肢を探さなければならない、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今説明を受けた内容は、一昨日の議員協議会の中で町行政側から示された内容かなと私は思います。しかしながら町長、農業者の衰退、農業者がいなくなる、農業がなくなる、これをただ一つ考えただけでも、私は町に与える影響というのは甚大ではないかと思えます。私の地域、薫別地域から上登良利、下登良利、当時30戸近くありました。現在、酪農後継者は3名です。28戸あった地域が、今は後継者がいるのが3戸、そのうち営農しているのが、和牛農家を含めて7戸ですか、それも、ここ二、三年したら恐らく離農するのかなと。

私は思います。3戸の農家で幾ら登良利、薫別、下登良利の農地を求めても、最後、家族である者が年老いていったら、その面積を守ることすらできないのです、町長。そこら辺を少し、町の整合性だとかいろいろ、それはわかります。しかしながら、民間活用住宅にしる駅前のおらっとにしる、町民のためを思ってやっていることではないかと思えます。農業がなくなるということを第一に考えて、きちんとした施策を打つのが私はやはり町に立つトップの役目だと思っております。

私は思います、町長。平成28年度の新年度予算においても、固定資産税の大幅なプラスは大規模法人の建設に伴う固定資産だと思われま。これをやらなかったら、ことしの町税の税収はマイナスですよ。そこがやはり、町長、頑張る者と頑張らない者の差ではないでしょうか。だからこそ町が後継者対策、担い手対策をきちんと打って、やっていただくのが私はベストではないかと思えます。

私は、町税、固定資産税というのは命の税だと思えます。この町に生まれ、この町に育ち、後継者として帰ってくるのが、地域を守り、先祖から引き継いだ農地と経営を守る理想の形だと私は思います、町長。町長の公約にも、小さな町でもきらりと光るまちづくりと町長は掲げております。大規模法人だけ光るのではなく、小さな牧場が陸別町全体

を大きく輝かせる小さな光になれば、陸別町の農家は守れると私は思います。だからぜひとも、町民の御理解とかいろいろ、今、町長の答弁を聞きましたけれども、きちんとした形でJAと連携、プロジェクトチームを組んで、国も道も、この事業については期待していると聞いております。

また、高島、本別、足寄、陸別の地域連携型広域畜産クラスター構想というのも示されております。高島農協においては、やはり陸別町同様に、池田町とのJAの合併問題も持ち上がっています。それでやはり、高島農協独自に、陸別町と同じ大型酪農法人、またはTMRセンター、またはコントラを考えております。本別地域においては、北海道一のTMRセンターの確立、建設を目指すという話も聞いております。JAあしよろにおいては、温熱利用をした畑作農家の冬季の収入の確保ということで、大規模なイチゴの栽培と聞いております。陸別町は、大型法人による建設、いろいろありますから、哺育・育成牧場、これを5億円程度かけてやると、これも聞いています。また、高島の牛が、育成が入り切らないと、これを他町に回す、また、餌が余れば、その餌を各方面に回すと。これが私は大きな役割、また、国も道も注目しているところだと思います。だから、町長は、陸別町の酪農・畜産の振興のために一汗も二汗もかく覚悟があることを期待しておりますが、町長、どうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 熱い御意見でございます。私も同じことを考えているところでございます。

陸別町、地方創生にもいろいろなことを盛り込んでおりますし、今お話のあった四つの地域で、高島、足寄、本別、陸別、そのお話も、詳しくはないのですがちらっとお伺いしています。これからは、そういったやっぱり広域で物事を進めるということも、それぞれにとってプラスになるのかなと、そんなふうに思っていますので、議員の御意見、きちんと頭の中に入れて、スピード感を持っていろいろ、これからもたくさん打ち合わせをして、いい意味でいい方向に進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、町長のほうから、当然、町長、私の背中の後ろには、本日大勢の農業後継者が来ております。彼らもやはり、このことについて期待しているから、きょう傍聴に来てくれたのかなと私は思います。その点でも町長、そういうことをきちんとと思って、これからの農業担い手後継者対策にきちんと邁進をしていただきたいと思っております。

続いては、農協に対しての優先出資の件でございます。これは、前町長、金澤町長の時代から、農協に対しての1億円の優先出資という形で行っていただきました。あの当時は、JA陸別町が5億円の出資金に届かないということで、十勝管内連合会のほうからそろそろ陸別農協は合併しなさいという話があって、それで町に頼んで1億円の優先出資をしていただ

いて、5億円以上積み足したということでございます。しかしながら、前町長勇退に伴い、その1億円出資は今もございません。

今は5億6,000万何がしの出資金をJA陸別町は積んでおります。しかしながら、やはり、11億円、12億円のような大型法人の建設ということ、また、これからの今後の投資、組合の規模拡大、設備の更新、そのためには、農協は組合員の負託に応えないとなりません。

農協における組合員に貸し付けできる金額は、自己資本、内部保留金による大型法人においても農協が貸せる限度額を超えるため、他金融から借り入れしているのが現状であります。今後の酪農の振興、また、農協の自己資本のさらなる充実、基盤の強化、体制の強化が求められるのですけれども、町長としては農協に対しての優先出資のお考えはございますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 優先出資にかかわることではございますが、金澤町長のときに、今のお話のとおりあって、ちょっと調べてみました。組合長から口頭で要請はありましたが、まだ文書では要請はいただいている状態なのです。

前回の優先出資は、平成23年度の陸別町農業協同組合第63回通常総会において、優先出資の発行を可能とする定款変更決定後、事前の協議、議会も勉強会を行うなどして、平成24年4月27日に文書での要望がありまして、平成24年6月定例会で補正予算を計上して、道の許認可を8月30日に受け、1億円の優先出資引き受けとなったということではございます。このときには、議員のお話にもあったように、農協の合併議論があって、出資金5億円以上、自己資本10億円以上と、その基準が示されておりました。陸別農協は、その基準に達していない状態でありました。また、農業生産の維持拡大と高齢化に対応するため、TMRセンターや共同法人化、地域共同経営対策、多様な経営体を導入せざるを得ない状態で、それらに対する資本の増強が不可欠となっていたということではございます。

当時、最初の要望は1億5,000万円ということであったそうです。町としては、公共的な観点や農協の自助努力も求める中から、1億円の優先出資としていたところではございます。

議員の質問でございます。新たな優先出資については、今後、農協からの正式な要望が出てきてからとなると私は思っておりますが、これから新たな育成センター、あと、哺育センターの整備、そこら辺も計画しているそうでございますし、個々の規模拡大、施設整備など、農協や組合員等の新たな投資が今後増えてくるということを考えると、必要性もあるのかなど、そんなふうに思いますし、先ほどのリース農場や次のバイオマス等々の事業も絡んでくることになると思います。

議員が先ほどおっしゃっていましたが、大規模な事業は既に行われておりますが、その事業が町内に多大な経済効果をもたらしていることは十分私も承知しているところでござい

ます。町としましては、農協や関係機関と十分協議して判断をしていきたいと、かように思っております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、町長のほうから、農協ときちんとした協議を図って考えるというお話を伺いました。

今年度の大型事業、冬期間行われたのは、新得町と陸別町の2町です。既に新得町は、優先出資額を2年間で3億円と。これは、新得町の出資金の2分の1程度ということで、2年間で3億円を優先出資をしました。うちの現在の出資金の総額は、5億6,000万円。ですから、当然、2分の1となれば、約2億5,000万円。ここら辺のやっぱり、町長、数字を新得町に負けないような形でお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 他町のことも十分調査研究しながら、自分の町に、そして農協の規模に合わせたものにしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 優先出資は大丈夫かなと思って、私は優先出資の質問を終わります。

続きまして、バイオマス関連でございます。新年度の、平成28年度予算で、畜産クラスター事業への取り組みということで285万円の予算から200万円を調査費用として計上しております。今年度においては、この調査費を使ってバイオマスの実現に向けて進み出すのかなと思われま。

バイオマス事業、鹿追型がいいのか、佐呂間型がいいのか、別海型がいいのか、いろいろ議論の余地はあると思います。しかしながら、やはり、上流域に住む陸別町としては、やはり環境の問題、いろいろあります。それと、電力、また、ガス、それとか熱、いろいろなことも考えられます。ですから、きちんとした中身を、計画を立てて、実現に向けていただきたいと思うと同時に、ごみ問題も、池北三町行政事務組合には5,900万円の持ち出しをしております。しかしながら、町の考えは延命という考えも出てきております。私はやはり、バイオマスをつくって、生ごみ、汚泥、これもやはり新得型と同じく、混ぜれば経費も安くできますし、そういった、どのことをやればどういう形がとれるということをきちんと精査しながら、この事業をこじは調査していただきたいと思っておりますけれども、町長のお考えはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） バイオマス事業についてでございます。

先ほど議員、私のモットーというか、小さくてもきりり何とかとお話をされていましたが、小さくても清らかで輝きのある町ということで、この清らかというのは、その環境のことを私は言っているつもりでございます。そこら辺、御理解いただきたいなというふうに思います。（多胡議員「申しわけございません」と呼ぶ）

現状の見通しと町のかかわりなのですが、陸別町の酪農畜産クラスター協議会におきましてコンサル会社に調査委託をして、調査を実施しているところでございます。現状、町としては酪農畜産クラスター協議会へ必要な経費の補助金を支出しておりまして、平成27年度は町が200万円、農協が250万円を補助して調査事業等に当たっているところでございます。協議会の中にバイオマス部会を設置しまして協議等を行っているというふうに聞いておりますし、主な調査内容は、農家に対するアンケート調査、また、北電に対する売電調査等でございます。詳細については、部会から協議会に報告され、その後、町へも報告がそろそろ上がってくるのかなと、そのような時期であると承知しております。

先日、部会や協議会の役員会があつて、その中で一部報告があつたとお聞きしていますが、正式な報告はこれからということであるようでございます。一部確認している中では、酪農畜産農家の全部ではないですけれども、約57%のアンケート調査の集約があつたと。そのうち19名がこの事業に興味を持っているということがはっきりとわかつたと聞いております。個別に整備したい考えの人もおりますし、集中型で取り組みたいという人もいらっしゃいます。地域も全町的になっておりまして、また、売電については、小利別地域は、売電に関してはつなぐことができます。それ以外の地区、陸別変電所管内は、現在のところ売電は非常に難しいという結果のようであります。

町のかかわりなのでございますが、町としても、先ほど議員からもお話がありましたとおり、家畜ふん尿の適正な処理が必要と考えておりまして、既存の堆肥舎等では、建てた当時よりも規模も拡大しておりますし、状況も変わってきているので、その方法の一つとしてバイオガスプラントによる処理が考えられております。

ただ、売電の問題、あと、売電できない場合のエネルギー利用や参加農家の勉強会や取りまとめ、それによる施設の規模、設置場所、実施主体の決定、運営コストの算出など、まだまだ調査しなければならないことが多いというふうに考えております。28年度も、そのために予算も計上しております。それらの結果をもとに、関係機関と協議しながら、陸別に合った方策を決定し、進めていくのが望ましいのではないのかなと、そんなふうに私は考えております。

現時点では、町が実施主体になるとか、こういうことはまだ決定できませんが、バイオガスプラントの必要性は、これは間違いなくあると判断しておりますし、バイオマス絡みの環境も、すごいスピードで今は移り変わっておりますので、そこら辺も新しい情報等を入れながら研究していきたい。スピード感を持って進めていかなければならないが、事業規模も大きくなると思いますので、関係各所の同意も得ながら、スピード感を持ちながらもありますが、慎重に進めていく必要があるとも考えているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、町長が言ったように、3戸の方が個人でバイオマスプラントをやりたいと。あと残りの方は集中型ということは私も聞いております。小利別においては、当然、変電所がありますから、売電するという事は考えられると思います。

うちに集中型のプラントを建てるとするのであれば、民間型の電力会社でもつくって、その電気料を75歳以上のお年寄りに無料にするとか、いろいろ私はこれから考えられると思うのです。そして、札幌市も今年度、平成28年度の経常予算の中に、水素ガスということも位置づけて調査研究をするということになっております。鹿追町の水素ガスでは当然、180万都市札幌はまかなえないと。当然、水素ガスをつくるのが札幌市に供給するという話も聞いております。それにはエア・ウォーターですとか北大、畜大、全ての関連での話も進んでいると聞いております。ぜひとも、いろいろな方策を含めて、この町にどういう売電プラントが合うのか、また、自賄い方式として、小利別から全ての電力を、この陸別町全体で、陸別町は陸別町で電力をつくるというぐらいの気持ちでバイオマスプラントの構想、これについて、町長はゆっくり早くと言いましたが、私もそれで結構だと思います。しかしながら、利別川の上流域に住んでいる町として、町長の公約にある小さくても清らかできらりと光るまちづくりを目指して邁進をしていただきたい、また頑張っていたいただきたいと思って、私の一般質問を終わります。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 十分、議員の御意見、先ほども言いました、これに関しては目まぐるしく環境も変わってきております。そこら辺も逐一情報を入れながら、議員の言うことも胸に置きながら、一生懸命進めていきたいと、かように思っております。

○議長（宮川 寛君） これにて、多胡議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 野下教育長より、午後から退席する旨、報告がありました。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 一般質問、午後の部に入ったのですけれども、午前中には非常に厳しい質問の中で、町長も大変お疲れのことと思いますけれども、私の件名は一つだけで、字名改正ということであります。シンプルな質問でありますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

今回、私、字名改正ということで取り上げたのですけれども、昨年の自治会長会議で、緑町から住所表示についてという質問があったというか、要望としてあった。このことについては、正式住所についている字名と町内会単位の行政区名が混雑していると、その辺をきちんと直してほしいという要望があって、回答もそれなりに出されている中で、現時点では行う予定はありませんが、今後、課題とさせていただきますという回答を自治会に示されているというふうに私は認識しているのですけれども、この字名については、明治の時代に、市町村合併以降、近世の村を大字とくくって、それ以下を小字と呼ぶように

なったと。小字というのは、大半が字名で進められているのだということが、ある本によると、そういうふうになっていたというふうに理解したのですけれども、陸別の場合には、どういうわけか混雑した地番になっていると。そういう中で、住民の人たちが行政区と違う中で住んでいるけれども地番が違う。また、地番がそれなりに統一されているのかと思えば、また違うという、飛んでいるというのですか、そういうようなこともあるということ、見た段階では、これはやはりきちんとした地番を整理して、そして住民の人たちがここに住んで、安心してというか、結局、意欲的にここに住めるという考え方をやっぱり持つ必要があるのではないかとということで私は今回取り上げたわけでありまして、町長の今後の行政主導として、どちらにしても、字名改正というのは、字何々、ほとんど字陸別なのですけれども、市街区域の人たちについては、いずれにしても改正するとなれば、個人ではできません。ですから、やっぱり行政がするのが、いわゆる責務だと私は思うのです。そういった意味で、行政ではいろいろな、金もかかるし暇もかかるということもあろうかと思えますけれども、その辺はやっぱり果敢に取り組んで、陸別の町ここにありという存在感を示す上でぜひ取り組んでほしいと同時に、時間はかかるかもしれませんが積極的に字名改正に取り組んでほしいということを切に願いながら私は質問いたしますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

そういう意味で、町長も御存じだと思いますけれども、ゼンリンという、社名を挙げたらまずいかもありませんけれども、こういう住宅地図があるのですよね。そういった中で、いろいろ町名はあるけれども、町長のところが一番、ここで対面でありますので話しますけれども、町長の住んでいるところの地図を見ていただきたいと思うのですけれども、その辺について、全般的な市街区域の地番がどういうふうになっているか、その感想をひとつお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 地図を見ているのですが、私も、今の質問に対してですが、説明しやすいのは、例えば本田さんあたりもそうなのですが、住所で言えば足寄郡陸別町字陸別原野分線5番地、そういう地番ですが、例えば行政区にすると、その地番でいくと、旭町にもこの地番はある、元町にもある。また、分線のほうにも上に上がったらある。これはまた、原野分線だけでなくて原野基線でも同じようになっているという、そういうのは感じています。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 町長、具体的に言わなかったと思うのですけれども、今の説明でいくと、簡単に言えばぐちゃぐちゃなのですよね、陸別の地番の字名。先ほども言ったように、東に字分線、基線とか、あるいは分線といっても北にもあるし南にもあるし西にもあるという、そういう意味でいくと、行政区単位にしたのは、やっぱりそういう陸別の町ができ上がった段階で行政区をつくったほうが整然とするというふうに、町長が住んでいるところは栄町という行政区なのですけれども、そういったことをつくられて今日に至っ

ていると私は思うのですよね。

私がこの地図を見て、緑町の町内会の人たちが言ったもので、もっともだなと思ったのですけれども、いずれにしましても、そういうぐちゃぐちゃな中で、地番が進められているというか、今回、マンナンバーなんかも交付されて、通知カードが届けられたと思うのですけれども、非常に、届けられた本人もよくわからない。栄町にいたけれども字陸別であったり、陸別基線かな、あるいは、今、町長が言いましたように陸別原野分線、そういう三つの、栄町一つとってもそういうふうな地番になっているということについては、非常にやっぱり紛らわしい面があると思うのですよね。

そういった意味からいくと、僕がゼンリンの地図を見ますと、もともと陸別という、いわゆる字陸別ですか、陸別というのは、アイヌ語で、先住民の人が、アイヌ民族の方が地名的につけられているリクンベツをもとにして、そこから原野とか分線とか基線とか、そういうものをつくったような気がするのですね。ということは、この陸別町全体の市街地帯区域を見ると、字陸別だったと思うのね、総体的に。例えばトマムであれば字トマムというのも一円くくりであるというのと同じように、その中に分線だの基線だのと設けることによって、地名が東に行ったり西に行ったり南に行ったりしている。そういったことの過程の中で、こういうふうに生まれたのではないかと私は思っているのですけれども、その辺についての捉え方として、行政区割りとの歴史的な経過はどういうふうだったのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、陸別、その成り立ちからこういう過程でこういうふうになったと思うのですが、そこら辺でちょっと、行政区と地番のほうを調べてみましたので、ちょっと御説明しておきたいなというふうに思います。

まず、行政区割の歴史なのですが、これは市街形成の成り立ち、これは陸別町町史から私たちが調べて、ほかにも調べればまだあったのかもしれないけれども、鉄道網走線の敷設計画が具体的になりましたときに、商業関係者の入地が活発になったと。明治41年ころに現在の元町、ここに商工業を目的とした方が入地になったと。このころ網走線陸別駅の設置場所も決まり、明治42年に土地の所有者であった関又一さん、ここで名前が出てくるのですが、又一さんからの寄贈によって市街地区画が始まったと明記されております。現在の陸別駅から東部の本通、これは今の大通なのですが、これを中心とした区画となったということでございます。

御存じのとおり、鉄道開通は明治43年です。この開通を見越して商業者が次々と、先ほど言いました明治42年ころから入地になったということです。

また、その先、大正12年、二級町村制の実施に伴いまして、地域区分を設定しました。これは23区に設定されたそうでありまして。陸別市街地は、先ほど議員のお話にもありました東区と西区に区分されました。そして、農村の地域21区分となっております。その後は、道道津別陸別線を境に、東は共栄、東1条、あと、西は栄町、元町、鉄道、そ

ういうようになりました。

その後、しばらく飛ぶのですが、昭和45年10月1日には、若葉団地が急激に戸数がふえたということから共栄第2が分割されて、陸別川を境として若葉町が誕生しました。これは、広報りくべつの復刻版に載っていたことでございます。

昭和52年度まで、これは議員もよく御存じかと思いますが、駐在員制度、これが継続されております。昭和52年6月から、駐在員制度から、今度は自治会組織に移行になりました。九つの町内会がスタートしたわけでございます。そして、同時に新町が国道を境に1区と2区に分割された。

また、昭和53年2月10日、町内の自治会、町内会組織による自治会連合会がここに発足されました。

また、地番の歴史なのですが、これは先ほど議員のお話にもありました。明治中期から、その前かもしれません。一応明治中期から陸別の区画測量が北海道庁によって行われました。明治32年に作成された植民区画が、陸別地域合成図に現在の基線、号線と思われるものがはっきりと記載されておりました。

具体例では、明治34年に当町へ転籍した方の戸籍には、本籍地として字陸別原野基線と名称がはっきり記載されております。明治42年以降の戸籍には、基線、それと分線と、名称がほうぼうに記載されるようになりました。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 地名的に、陸別という言葉から、これは先ほども言いましたようにアイヌ民族の、先人の人たちがつくった陸別をアイヌ語で我々の、日本語というのか和語に直すと、高いところにある川という意味で、リクンベツというようなことから陸別に変えた。そして、字も、昔はやっぱり「湊」だったのですけれども、今は「陸」でありますけれども、これは昭和22年、戦後ですけれども、今言った陸別にしたというふうに陸別の史料には載っているわけなのです。そういった意味で、陸別町、この市街地全体が、今、町長が言ったように、陸別、いわゆるアイヌ用語で言う高いところにある川という意味でつくられてきた地名に合わせて基線とか分線とか、そういうような言葉をつくって、あと、西、東、それから、鉄道が一つの境目として、そして地名が、今言ったような、陸別という地名から、そういうことの線引きで上になったり下になったりしたのではないかと。これは町長も今認識したとおりだと、私もそう思っています。

そういった意味でいくと、やはり、きちんと今の、緑町の町民の方が言ったような形でやっぱり整合していかないと、緑町にしても、緑町は字分線ですね。今言った町長のところと同じようになるのかな。そうですね。

そして、私、不思議だなと思ったのは、先ほども町長が言いましたように、本通ですか、津別線を境にして東側、道道を境にして西側にはないのだね。これは原野分線ですね、今建ったぷらっとなんかはね。それから、津別線を境にして、農協側では本通東1条

1丁目とか2丁目とか、そういう区画をしたという、そういうことで、法務局における登記はそういうふうになっているのだと思うのですけれども、いずれにしましても、このときに、大枠でもいいからやっぱりきちんと分線とか基線とかというものを改正しながらしていけば町並みがきちんとできたのではないかと思うけれども、その当時は、今、町長が歴史的な話の中で進められたものだと思っております。

そういった意味で、今後、こういうことをするというので、私、記憶的に、緑町の要望もあったけれども、過去、議員をやっていたときに、総合計画か過疎計画の中に字名改正というものがあつたような気がするのです。そのときに、僕が議員でいたときに質問したときには、大変金もかかるし手間もかかると。そういった意味で、もっと先にすることがあるというようなことを言われたような気がするのですけれども、その辺について、もし字名を改正するとなれば、實際上、どのくらい事業的な試算がされて、今の価格、そういうものが、もしわかればお答え願いたいのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 谷議員の最初の御質問ですが、議員、過去にそういう質問をなさつたということで、調べてみました。

それで、ちょうど思い出すためにもいいのですけれども、その当時、谷議員、字名改正と、学校給食の話も出て、庁舎の絡みとか何とかという話があつたと思います。字名改正については、これは町長の答弁ですが、相当な金額、期間が必要であると。今の庁舎が、この庁舎のことだと思いますが、終わった時点で考える。その他についても、緊急性を判断しながら逐次研究したいということが載っております。ちなみに、これは杉田町長のときだつたと思います。

それと、その後のことなのですが、確かに、議員おっしゃるように自治会長会議の中でもちらつと出ていましたし、一般の普通の会話の中でもそういう話も出ることも確かにあるのですが、いろいろやっぱり、こういうものというのは、先ほども言いました、最初から、成り立ちがいろいろあつて、例えば大きな地主さんが今で言う行政区をまたいでたくさん土地を持って、そして売って行って、それがまた登記している、登記していないとかということでいろいろ広がっていったということもやっぱりあるとは思いますが、これは陸別だけではなくて、全国的というか全道的にもやっぱりこういうことを考えている自治体は結構あるのではないのかなと思います。

いろいろ、時間をかけながら研究していきたいと思っていますし、経費のほう、もしやるとしたら事業費はどのぐらいかかるかと。ここら辺ですが、例えば市街地だけで言いますと、約6,500筆ぐらいになるそうです。それで、職員がどのぐらい、法務局等に張りついてという、そういう仕事や何かもちろん絡んできますし、あと、全て委託にするとかと、そこら辺もいろいろなケースが考えられるのですが、本当に大ざっぱなのですが、市街地だけであれば1,500万円ぐらい、1,500万円以内では済まないと思います。1,500万円以上かかるのではないのかなと。全町で言えば、軽く5,000万円

は、少なく見ても突破するのではないのかなど。ですから、それ以外にもいろいろ考えられますので、もう少し幅を見たら上の金額になるのかなど、そんなふうな思いをしています。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、市街地と農村部と分けたのですけれども、私の質問も、また、緑町の町民の方も、多分、市街地の整然とした、農村部では私が住んでいるところは字トナムですけれども、弥生という地域名もあるけれども、これは、私は市街地だけをきちんとしたらいいのではないかと。

これは、笑うに笑えない話もあるのですけれども、陸別から町外に出た人が、あなたはどこに住んでいたのという、前住所を持って行ったら、字原野分線と、原野というのは街なのですかという、非常に、笑うに笑えない、また、陸別に就職して、おまえ、どこに住んでいるのだといったら、いや、字原野分線とか、そういう言い方で、おまえ、街周りにないのという、そういうやっぱりアンチ的なのというか、非常に、片仮名語で言って申しわけないのですけれども、モチベーションが下がるような、意識高揚ですか、陸別に住んでいきたいという気持ちを下げるとなると住所ではまずいような気がするのですよね。そういった意味で私は今回取り上げているのですけれども、今後、陸別に住んでよかったと言える地名というものをきちんとつくっていったらいいのではないかという意味を、ポジティブというのですか、片仮名語ですけれども、積極的に陸別に取り組める。

そして、私、この案件を取り上げるときに、いろいろ町民の方に聞いたら、谷議員、そのようなことを今することはないと。字名改正、そのうち陸別も消滅してしまうのだから、もどに戻らるだろうと、そういう言い方をされた方もいます。でも、私は少なくとも陸別があったという史実を残す上で、このままでいったのでは、今言ったように笑うに笑えないような話の中での進め方では、やっぱり陸別を今後、高揚していくというのですか、持続していく町を発展させる上では、当然こういうもののマイナスイメージを、下げるようなことのないようにして欲しいということですので、今後、いろいろな形で、もしされるとすれば、町長が今言ったようにハードルがあるというふうな話もありましたように、これをもし、仮にですよ、実施したとなれば、あくまでも法務局に届け出なのですけれども、それに至るまでのスタンスというのですか、行程は、私が聞いた限りでは、先ほども言ったように個人ではできない仕事ですので、行政側が栄町のところを、字原野分線を直して栄町と。そして、地番はそのままで僕はいいと思うのですよね。そういったことをやって行って、そして議会にかけて、議会の方々がそれでいいよと、改正することいいよというふうになれば、法務局に届け出れば法務局は変わるというふうなスタンスをちょっと、調べた結果聞いたのですけれども、それは事実かどうかは実際に担当の課長が知っていると思うのですけれども、その辺についてのお答えと、それから、結局、そういうことをすることによって、町民にどのような影響を及ぼすのかなどということもちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まだ手をかけているわけではないので、余り詳しいことは言えないのですが、これをやった町村はないかと思っいろいろ調べたのですが、やったところは確かにあるのです。大体、準備から実施できるまで、やっぱり2年ぐらいかかったそうでありまして。ただ、議員のおっしゃることもよくわかるのですが、私も実際、本州のほうの友人やなんかとそういう、自分の住所を言いますと、そんな人もいないような原野というところに住んでいるのかと言われたこともありますし、若いときはそう思ったのですが、今考えるのはあれだけども、果たしてそういう歴史あるものというのもやっぱり、ある程度、簡単に使い捨てるのもどうなのかなと思いますし、そこら辺はやっぱりいろいろ調査していかなければならないのかなど。古いものがだめということには決してならないと思いますので、そこら辺も慎重に考える必要があると思います。

そして、あと、法務局でお話ししたということなのですが、陸別町側で段取りが進みまして、それは町民の皆さんが集まって、会議みたいなものももちろん必要ですし、いろいろなことを経ていかなければならない、もちろん議会も通していかなければならない。もし実践したということであれば、法務局には少なくとも、私の記憶では6カ月かその前には、そういうことでやる予定ですよということを報告しておかなければならないと思うのですが、それを実施して、町からこうやってできましたと法務局に行けば、法務局は職権で全部それは、ずらっと直していただけるそうでありまして。

あとは登記簿の、所有者の所在地や何かの絡みと、あと、影響が考えられますのは、いろいろな、今度、住所が新しくなったことに対していろいろ、法人なら法人、法人で言えば、住所が変われば会社の、もちろん印鑑登録から何から全部変わる。それはもちろん、こちらで見られるものではないから、会社、そして、そこら辺の絡みで個人にもやっぱり負担がかかるようなことになる。そういったこともやっぱり考えていかなければならないと思いますし、あと、詳しく話したらちょっと長くなってしまいますけれども、例えば住民本人の申請が必要なものということであれば、戸籍の転籍届、あと、身障者の方なら身障者手帳の届、子ども医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、重度心身障害者医療費受給者証の住所変更、あとは通知カードとか、あとはマイナンバーカードはもちろん、あとは住基カードの住所変更。

警察関係では、自動車の運転免許証、あとは、鉄砲をやっている方は銃砲刀剣類所持許可証、あと、船舶免許のほうの関係、それぞれの管轄官庁等への住所変更手続きが必要となってきます。

あと、郵便局、警察署、税務署、北海道電力、NTT、十勝地区トラック協会等への通知及び他町村への通知は市町村が行っていただけるということをございます。

個人では、携帯電話とか何とかは個人の、そちらの連絡ということになると思います。

大ざっぱなのですが、まだまだ考えられることはたくさんあるのですけれども、一応、感覚的に言ったらそのようなところですよ。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の話では、非常に難儀なことですよ。でも、1回きちんとしないと、簡単に言えばボタンのかけ間違いをしてそのまま服を着ても、間違いは間違いとして残っていくということがやっぱりされるので、いろいろ難儀なことはあってもきちんとすることが、先ほど言ったように同じ字名が、市街の中で西にもあったり東にもあったり南にもあったりという、やっぱりそういうことをしないようにするために、やっぱりまちづくりの一つとして進めていくことが僕は大事ではないかと。

今、町長が町民における影響というものについて、必ずしも住所が、地番、字名が変わったからすぐしなければならぬというものでもないものもありますよね。だからそういった意味で、時間をかけながら町民に協力してもらおうと。そして、土地登記の地名については本人がしなくても、先ほども言ったように、あくまでも行政側の責務ですので、法務局で職権で、字名が改正されたら、例えば、先ほど言った町長のところが陸別町栄町何番地となったら、ちゃんと法務局でしてくれるということでもありますので、一度やっぱり勇気を持ってやってほしいなと思う面もあるし、いろいろ、今、町長が言われたようなハードルもあろうかと思うのですけれども、私的には、さきにも言いましたように、総合計画、先ほど久保議員がいろいろ質問していて、今回、平成28年ですか、そういうものを見直すと。それから、この間も過疎計画を変更しながら進めるという、これに載せることによって、市街地区域であれば1,500万円、それにいろいろな波及を合わせても、倍に見ても3,000万円ぐらい。そうしたら、過疎計画とかそういうものに乗せていけば、それはやっぱり補助対象にカウントされるのではないかと思いますので、お金の面については余り重荷にならないでやれる分野だと私は思うのですけれども、そういった意味で過疎計画の中に追加していったらほしいと私は思うのと同時に、これは私と町長のやりとりと、今回の3月定例会における質問の中でのお答えで、すぐするとかしないとかというお答えをいただくということはなかなか、町長のお答えにもあるように難儀なものがあると。そういった意味では、陸別町には、まちづくり推進会議というのがありますね、先ほど久保議員も言っていましたけれども。ここにやっぱり町民の有識者が集まっているので、陸別でそういう字名改正をしていいかどうかというのを諮問していただきたいと私は思うのです。そこから始まっていきたくい。

それから、もう1点、まちづくり推進会議は、例規集によりますと、10人以内のメンバーということなのですけれども、そして、ことしの3月31日で、2年任期で切れるわけですね。再任することも当然必要だと思うし、やっていくと思う、これは町長の考えだと思うのですけれども。7人ではなくて、10人以内ですから、7、8、9人まで、10人でもいいですから、そういった増員をした上で、このまちづくり推進会議の中で諮問するという考え方はどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） その前に、確かに町民の多くの方にとって、住所に関しては地番

というよりも行政区、自治会、町内会の名前で言ったほうがぴんとくるということは、これは皆さん御存じのことと思いますが、住民票をとっていただいて、ゆっくり見てもらえればわかるのですが、住民票の右の下には行政区が載っています。例えば栄町だとか新町1区だとか。そこら辺もありますので、それもちょっと参考にさせていただきたいということと、私が心配しているのは、やっぱり、先ほども言いました、陸別町の高齢化率、2月末現在で37%になっております。そこら辺の方々に動揺を与えるのではないかというようなことも私の心配の一つでございます。

それはさておき、議員の質問に戻るのですが、地方創生、過疎計画の中に追加してはどうかといった御意見なのですが、これは、議員おっしゃるように、今すぐどうこうということにはもちろんならないので、いろいろ内容を整理しながら、字名改正の実施の可否を判断することがまず先決ではないのかなと、そのように思っています。その判断によりまして、計画への追加等はそのときに検討すべきものではないのかなと、そのように私は考えております。

また、過疎地域の自立促進市町村計画では、字名改正にかかわる事業は基準財政需要額により上限が定められるソフト事業で該当させることはできるとは考えられますが、大きな額になると考えられまして、他の事業への充当がそれによってできなくなる可能性もあるのかなと、そのような心配もあります。また、計画に追加する場合は、北海道との協議も必要となってくるということもつけ加えておかなければなりません。

あと、もう一つ、まちづくり推進会議に関してのお話もありました。定員等をちょっと見直したらいいのではないのかなという御意見もありましたが、町民の皆さんの意見もたくさん聞いてみるという必要性から、それも選択肢の一つだと思いますので、検討していきたいというふうに思います。これも第三者への諮問で、その前に、まず議会のほうにも相談しながら検討していきたいなというふうに思っています。

まちづくり推進会議のお話もあったので、これに対しても答弁したいと思うのですが、これも諮問の前に、まずは関係する機関などからの意見を聴取する必要があるとあって、やっぱりこれも方向性を出す必要があると思います。まちづくり推進会議の所管事務の中には基本構想、基本計画、実施計画に関することが含まれていることから、諮問することはもちろんやぶさかではありませんけれども、その場合は町の考え方とか必要な情報等を提供した上で、意見をいただきながら答申されることになるのではないのかなと、かように思っております。

もう一つ、今、追加でお話ししなければなりません。

まちづくり推進会議の諮問の前に、まず、町民会議か何かでやっぱり御意見を、町民の皆さん、いろいろな方々から広く意見を集めて、それをもとにしてまちづくり推進委員会に諮問するということになるかと思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 冒頭にも申し上げましたように、これは個人でできることではあ

りませんので、少なくとも行政主導型で進めなければ達成できないので、やっぱりそういうことで、成果品として字名改正をしていくようにして、先ほど言った笑うに笑えない話とか、町長の話の中では昔を懐かしがるという人もいないかという話もありましたけれども、やはり、町をつくって、きちんと地番をしていけば、言い方は悪いけれども、陸別を離れた人が、僕の聞いた話では、結構陸別を尋ねてきている人もいますよね。私、どこで育った、どこで生まれたという。そういった意味でいくと、先ほど言ったように、字陸別原野分線といったら、石田さんですか、向こうの竹田さんだとか。あちらもみんな分線に入るらしいのです、ゼンリンを見ると。そうしたら、そこから始まって、私はここで生まれたの、育ったのということはありませんけれども、一応町並みでいくと。そして、栄町なのか緑町なのかわからないということになるかと思うので、きちんと地番をつくっておけば、後から陸別を懐かしがって尋ねてきた人たちが、子孫だと思ふのです、そういう人たち。来たときに、即わかるような形というものをとっておかなければ、これだけぐちゃぐちゃな町では、やっぱり、先ほど言ったように陸別のイメージとしてのモチベーションが下がると、意識高揚が下がると私は思いますので、時間はかかるかもしれませんが、今、町長が言ったように、町民の皆さん方が、自治会長会議でも、町民の皆さん方の懇談会でも、そういうものを出して、方向性が見い出されたら陸別町まちづくり推進会議に諮問して行って、そこで出れば、先ほど言ったようなスタンスというのですか、行程でいくのだと思いますけれども、それ以前のやっぱり、今回こういった質問をしている中で、町長が積極的に町民に働きかけて行って、何らかの方向をつけてほしいと思います。

それから、先ほども言いましたように、まちづくり推進会議、今月の31日で任期切れになるので、その辺と、きちんと増員もして行って、町民の幅広い意見を聞く、これは何も字名改正だけではなくて、やっぱりしていく必要があるのかと思うのですけれども、その辺についてのお答えをお願いします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今月31日に任期切れになります。それで、そこら辺も慎重に、意見もお聞きしましたので、含めて検討させていただきたいなというふうに思っています。

また、先ほども申しました。幅広く、やはりこのことに関しては町民の皆さんの意見をたくさん聞かせていただきまして、慎重にやっぱり時間をかけて検討していきたいと、かように思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） こういうことをもしするとなれば、陸別の史料にも残る行程ですよ、字名をきちんと改正していくということになれば。そういった意味では一大事業というふうに私は思いますので、慎重に町長がやるというのですから、その辺を期待して、今後、やるにもやらないにしても、やっぱり町民の意見を多く聞き取りしながら実施する

かしないかについて結論を出して、これ以上結論を先送りすることなく処理していったほうがいいということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 貴重な御意見として承って、これについては真剣に検討していきたいというふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） これにて谷議員の一般質問を終わります。

次、1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、きょうは2 歳児未満の保育について、町の考えをお聞きしたいと思います。

昨今、保育所の拡充について国会やメディアで話題になっています。昨日の新聞にも、保育園の審査に落ちた不満をつづったブログが波紋を広げ、保育制度の充実を求める署名が6 日間で2 万8,000 人も集まったとありました。

政府は、一億総活躍社会や第4 次男女共同参画社会基本計画を打ち出し、あらゆる分野における女性の活躍を推奨しています。基本的な考えにあるのは、労働者不足や少子高齢化の問題解決です。特に女性の労働力の確保を重要視していて、働きたい女性が仕事と子育て、介護などの二者択一を迫られることなく働き続けられるような環境整備を進めることが必要であるとしています。

過疎地域においては、人口減少という厳しい現実と直面する中、活力ある地域社会を形成するために、男女とも希望に応じて安心して働き子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠であると言っています。そして、政府は29 年度末までには待機児童ゼロを目指すと言っています。

本町では、満2 歳から保護者が労働のため日中の保育に欠ける場合の入所は認められています。2 歳に満たない子供については、保育ママ利用事業制度があります。利用実績は、今年度5 件ということでした。

しかし、この事業にも少し問題があって、保育ママを担当の課で紹介してくれることなく、自分の責任で探さなければいけません。町外からの転入者なら、なおさら見知らぬ土地で保育ママを探すのはとても困難です。現在保育ママをしている方も、友達の子供だからとか知り合いだから、気兼ねなく情報交換ができるので預かることはできるけれども、知らない人の子供は、保育資格があるわけでも研修を受けているわけでもないので預かれないというのが現状です。

保育ママをバンク化するなど制度化ができればそれもよいかと思いますが、やはり、預ける側としては保育所がベストだという声が多かったです。それでもまだお母さんに対する風当たりは強く、3 歳までは母親が育児に専念するべきだという、俗に言う3 歳児神話というものが根づいていて、こんな小さい子を預けてとか、そこまでしてお金が欲しいのか、子供が可哀想と言う人もいますが、これには合理的な根拠はないと厚生白書で否定さ

れています。

陸別には子供が少ないので、ゼロ歳児からの保育施設があっても需要と供給が合わないと考えるかもしれませんが、子供を預けられたら働きたいと思っているお母さんは潜在していると思います。現に2歳の誕生日を待って入所してくる子は何人もいます。

やはり、町を持続させるには出生率を上げることを第一に考えるべきだと思います。それには、まず受け皿を用意しなければ、地方創生や人口ビジョン、総合戦略で出生目標を出しても、目標と保育体制が合致していなければ子供を生み育てるのは難しいと思います。

児童福祉法第24条には、市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない。第2項には、市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園、または家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとあります。

陸別町の過疎地域自立促進計画の平成28年度からの5カ年計画にも、子育て支援として、就労形態などの生活環境や子育て環境に適応した保育サービスを推進するため、地域や社協などと連携して、安心して子供を預けることができる体制づくりを進めるとあります。子育てに関する経済的な軽減にはとても感謝していますが、社会参加に意欲的な女性がふえているこの時代に、経済的な面だけでなく、やはり働き続けられる環境が整わなければ出生率も上がらないと思うのですが、まず保育に関しての町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 中村議員の今までの質問に対してお答えしたいと思います。

本町の子育て支援施策、これは、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度における基本指針の、子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義の、この趣旨にのっとって進めております。

基本理念があります。子育て支援について、全て網羅されていると思います。私もこれを基本に考えておりますので、大事な部分ですので、これをちょっと朗読してみます。

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提として、また、家庭は教育の原点であり出発点であるとの認識のもと、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある。子育てとは、本来、子供に限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子供の姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす、とうとい営みである。したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児の肩がわりをするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することが可能となるよう地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通

じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子供と向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子供の成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことであるというものであります。これは私も、この基本理念を軸に子育て支援を進めているところであります。

御質問にありました保育ママ利用助成制度については、保証面の不安というのも聞いたことがあります。そこら辺を解消して、安心した保育ママを受けていただけるようにと、制度の利用には保育ママが保険加入していることを前提とする内容に要綱を改正するとともに、その保険料相当も含め、助成金額の上限を現行の月額3万円から1万円アップして4万円と改正する予算を計上し、この前通していただいたところです。

また、出産子育て支援祝い金については……これはまだ言っていませんでしたね。（発言する者あり）まだですね。とりあえず、そうしたら今のところの説明でお答えとします。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 保育ママ制度の説明が今あったのですけれども、さて人が見つかるかというのが大きな問題なのですけれども、助成率を上げるということは納得いたしました。

それと、次にですが、最近では子ども課などを設置して児童福祉の窓口を設け、子育て全般において支援している市町村もふえてきています。本来であれば臨時指導員ではなく相談員を設置すべきなのではと思いますが、陸別には対応する窓口がないため、保健師が相談に乗っているそうです。

ちなみに、保健師の仕事は3歳までの母子支援です。現在、子供の貧困も問題になっており、この対策による法律も施行されたことなどから、福祉の面でもこの先考えていかなければいけないことだと思います。

保育所の受け入れ年齢について、私が調べたところ、十勝管内で2歳未満の保育を行っていない市町村は、残念ながら陸別だけでした。ほかでは、こども園に移行しているところもありますが、大体6カ月から、もしくは1歳から受け入れを行っています。

保育所の設置基準では、定員のおおむね2割以上の3歳未満児を入所させるものとし、かつ1割以上の2歳未満の設備を設けることと挙げています。陸別は、へき地保育所なので運用できないではなく、町に一つしかない保育所なので、メリットを生かした保育に新しく取り組んでほしいと思います。

ちなみに、陸別町へき地保育所条例にも2歳児未満は入所できないとは書いてありません。保護者の労働、妊娠、出産、疾病が認められる場合に行うとあります。先ほども町長からお話がありました子育て支援新制度になり、保育所の体制も多様化して、保育事業の拡充を図る財政支援もあるようですので、前向きに考えてもらいたいと思いますが、もう一度町長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 保育所の施策に関しまして、他町の例も出ていましたが、例えば認定こども園を開設するということになりますと、保育料算定から入所の基準まで、これは原則国の基準に従うということになります。現行の自由度の高い保育体制から完全に変わってしましまして、さらに、給食は自園調理が原則で、調理室を設置する義務も生じます。3歳未満は外部搬入は認められないと、はっきりと決まっております。そのようなこととなるので、いわゆるメリットと言えるものは、ほぼないと断言できると思います。

また、入所年齢の引き下げにつきましては、冒頭申し上げました子育て支援施策の理念に基づくときに、慎重に対応することが必要と考えています。昨今、いろいろなところでいろいろな子育て支援施策が結構行われておりますが、その多くでは、前段で私が申し上げました理念、それと子供からの思い、そういうものが置き去りにされているのではないのかなど、そんなふうに思っています。まだ小さくて言葉では何も言えない子供の目線、子供の思いを酌み取り、同時に親、保護者の不安、負担、孤立感を解消できる施策を、陸別町子ども・子育て支援会議での協議も行い、できる施策については積極的に打ち出していきたいとも考えております。

議員おっしゃるように、陸別町の保育所は無認可保育所であります。これは縛りも限られておりますので、保育料、そして、この前にやりました多子減免とか、ある程度こちらの裁量でいろいろやることができます。大変父兄の方に喜んでいただくことができるなど、そういうふうに思っていますので、よろしく御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 現実的に2歳未満の子を受け入れられないということは、今、会社をやめなければいけない人、そして仕事中に車の中に子供を置いておかなければいけない人、いろいろなその人の状況があると思われまます。そして、町長が先ほど言った、子供のためにならないみたいな話がありましたけれども、もっと親子の時間をつくるべきだという話がありましたけれども、日本の話ではないですけれども、小さいときから保育所に入った、3歳から入るとゼロ歳児から保育所などに入って社会生活を送った子供の調査をしたところ、小さいうちから社会生活を学んだ子供のほうが生涯賃金が高いという、そういう結果も出ています。子供同士でもコミュニケーションをとりながら生活することはとても大事だと思いますし、親が育児に力を入れないのではなくて、自分の仕事以外の、家庭にいる間にどれだけ子供に愛情を注ぐかで母子関係、家族関係は決まると思われますので、その辺を考慮していただきたいと思います。

最後に、この場には男性しかいませんけれども、一つ想像してみてください。もし自分が女性だったら、学校を卒業して、自分の希望がかない、働きたかった職場へ就職できたとします。そこでやりがいを持って頑張っていました、そこで素敵な人と知り合い、結婚しました。そして子供ができました。出産と育児休暇で、2年半仕事から離れることになりました。子供が2歳になって預けられるようになったので、またもとの職場に戻るこ

とができました。しかし、そのとき子供はもう2歳なので、また兄弟をつくりたいと思い、そして妊娠しました。そしてまたその後、せっかく復職できたのに、また2年半休むことになってしまいました。女性も自分の夢を持って就職したのに、思うように働けず、子供はかわいいけれども、つらい思いをしてしまうかもしれません。

働くことは、経済面だけではなく、自己実現の場でもあると思います。雇い主の経営者側も、やむを得なく不利益な扱いをしてしまうこともあるかもしれません。町長がいつもおっしゃっている安心して子育てができる環境が整うことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ちょっとさきに戻るのですが、陸別の保育所、陸別は共働きでなくても3歳以上なら無条件で受け入れるというスタイルにしています。これは、私としては一番望ましいことであるなというふうに思います。ただ、議員おっしゃるように、行政というのはやっぱり、たくさんいなくても、小さなところでもやっぱりきめ細かに手を差し伸べるというのも行政の仕事だと、それは私も思っているのです。

子ども・子育て支援会議でいろいろ、そこら辺も協議をしていかなければならないのですが、例えば今検討しているものの中に、一時預かりしてあげれば喜んでもらえるのではないのかなど。ですから、対象は1歳以上3歳未満、そして保育時間は保育所開設時間内、保育料は、案で何百円とか、今やったりなんかしているのですが、間違いなくそういうことにも一生懸命今、手をかけているところがございますので、決して誤解はしないようにしていただきたいと。

ただ、全部の人のために行政ができれば本当は一番いいのですが、そこもなかなか難しさはあるので、そこら辺はそれぞれのやっぱり事情もあって、苦しんだり悩んでいる方もいらっしゃると思いますので、そこら辺、しっかり考えながら、一生懸命子育て支援には私どもやっているつもりもしていますので、さらなるものに、立ち向かってという言葉は当てはまらないかもしれませんが、一生懸命努力していこうと思っていますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 以上で、一般質問を終わります。

2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第2 議案第32号平成27年度陸別町一般会計
補正予算（第8号）

◎追加日程第3 議案第33号平成28年度陸別町一般会計
補正予算（第1号）

○議長（宮川 寛君） 追加日程第2 議案第32号平成27年度陸別町一般会計補正予算（第8号）及び追加日程第3 議案第33号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 今回の追加議案の提案につきましては、地方創生加速化交付金事業において、国から3月中旬に交付決定通知が来るスケジュールとなっておりますが、現在、通知が来ておりませんが、18日ごろになるそうではあります。国の予算がついたよだとの情報及び3月定例会閉会后では、臨時会招集の日程調整が厳しいと判断して、議案第32号平成27年度陸別町一般会計補正予算（第8号）及び議案第33号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第1号）の2件を追加議案とさせていただいたところであります。

なお、国の交付決定通知は3月定例会閉会后にあり、各事業の国の交付金に増減があった場合は専決処分をさせていただきたいと考えております。

議案第32号平成27年度陸別町一般会計補正予算（第8号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,351万9,000円とするものであります。

続きまして議案第33号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,232万5,000円とするものであります。

内容につきましては副町長が御説明申し上げますので、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木俊治君） それでは、議案第32号と議案第33号について御説明を申し上げます。

まず、32号であります。

議案第32号、平成27年度陸別町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

それでは、追加資料のナンバー2をお開きください。

資料1と資料2をつけております。これは、通常の資料のつづり方とは違いまして、比

較できるようにつづらせていただきました。

まず、資料1については、先週議決をいただきました平成27年度補正予算の資料であります。この中で、観光費の地方創生加速化交付金事業、13節委託料と19節補助金の特産品マーケティング事業、調査・出展（振興公社委託金）、これは、補正予算のときは括弧書きで書いてございました。それで、横の150万円については平成28年の当初予算に計上しておりますと、そういう括弧書きであります。

それから、その下の観光PR・物販支援（観光協会補助金）50万円。事業費50万円、交付金充当も50万円、補正予算では24万円を計上しておりました。差額26万円については平成28年度の当初予算に計上しておりました、合わせて、事業費が3,050万円の交付金充当額が2,987万円ということになります。

先ほど町長が提案理由で説明しましたけれども、今回、そういう情報に基づきまして、平成28年度の当初予算から平成27年度の補正予算のほうに組みかえをするという内容の補正予算となります。したがって、資料1でいけば、平成28年度予算の150万円と当初予算で見えております26万円、合わせて176万円を新年度予算、次の議案になりますけれども、そこから減額をします。そして、今度は176万円を、資料の2のほうで調査・出展（振興公社委託金）のほうに、事業費150万円で交付金も150万円ですと。それから、観光PR・物販支援50万円、交付金も50万円、観光協会への補助金の26万円、合わせて176万円を平成27年度補正予算で追加をして繰越明許をかける、そういう内容になります。

したがって、資料2でいけば事業費3,226万円で、補正予算の3,050万円から見ると176万円の増、それから、交付金充当額についても2,987万円から3,163万円で、これも176万円の増と、そういう内容になります。

それでは、議案第32号の予算書6ページ、歳出をお開きいただきたいと思います。

2、歳出であります。

7款商工費1項商工費3目観光費、委託料で150万円。これは、観光物産展への出展の委託料、これは振興公社への委託料になります。

それから、19節負担金補助及び交付金26万円。これは、観光協会への補助金でありまして、特産品のマーケティング事業となります。

以上で歳出を終わります、歳入、5ページをお開きください。

歳入、5ページです。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金176万円。これは、地方創生の加速化交付金176万円の充当となります。

それでは、4ページをお開きください。前のページになります。

4ページは、第2表、繰越明許費補正でありまして、これは変更になります。内容としては追加になりますけれども、7款商工費1項商工費、補正前、事業名は観光費地方創生加速化交付金事業、金額が1,962万円でしたが、変更後は金額が2,138万円という

ことで、176万円の増と。これは、この後議決をいただきましたならば、2,138万円の金額で、合わせて事業費3,226万円を平成28年度で執行するという内容になります。

それでは、次、議案第33号の説明に移ります。

議案第33号、平成28年度陸別町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出5ページをお開きください。

5ページ、歳出であります。

まず、下の7款商工費1項商工費3目観光費、176万円の減。これは、先ほど説明しました委託料で、観光物産展委託料150万円の減額、それから、19節負担金補助及び交付金で、観光協会への補助金26万円の減額であります。

次に、その上の2款総務費1項総務管理費7目企画費であります。14節使用料及び賃借料で賃借料、土地建物借上料、8万2,000円の追加であります。実は、先週の10日、新年度予算の説明のときに、旭町の森林管理署アパートの月当たりの賃料が改正になったということで、1戸当たり1,143円改正で上がりました。これについては、地方創生の過疎化交付金の関係の補正予算を出すときについては、補正予算で追加をお願いしたいということで説明をさせていただきましたが、その1カ月当たり1,143円の12カ月の6戸分で8万2,000円を今回追加で補正をお願いするものであります。

以上、雑駁な説明で歳出を終わらせていただきます。

次、4ページ、歳入になります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税。今回、財源については167万8,000円を普通地方交付税で減額するという内容であります。

したがって、歳出の当初の財源については、普通交付税、一般財源を充当しておりましたので、その分を減額するという内容であります。したがって、普通交付税で167万8,000円の減額でありまして、補正後については普通交付税が19億8,129万8,000円、特別交付税が1億8,000万円の予算の内訳となります。

以上で議案第32号及び議案第33号の説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第32号及び議案第33号の質疑を一括して行います。

なお、討論、採決は別々に行いますので、御了承願います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第32号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第32号平成27年度陸別町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第33号の討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第33号平成28年度陸別町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 意見書案第1号TPP大筋合意に伴う国・政府の 対応に対する意見書の提出について

○議長(宮川 寛君) 日程第3 意見書案第1号TPP大筋合意に伴う国・政府の対応に対する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長(吉田 功君) 意見書本文を読み上げさせていただきます。

TPP大筋合意に伴う国・政府の対応に対する意見書。

昨年10月のTPP大筋合意を受け、今年2月4日に参加12カ国による署名が行われた。

農林水産物のおよそ81%に及ぶ品目の関税が撤廃され、特に重要5項目のうち、3割

が削減されたことは、国会決議の実現とは程遠いと言わざるを得ない。

十分な説明がなされないまま進められた交渉段階でさえ不安と憤りを感じていたが、今般の合意で、その気持ちが更に増大する結果となったのは大変遺憾である。

T P Pの影響により、安価な外国産の農畜産物が大量に輸入されるのは明白であり、国民理解が十分に進んでいない現状では、農業者が生産する農畜産物に対して正当な評価がされず、その結果、本町のように農業を基幹産業とする町村の存続に大きな影響を生じることが懸念される。

食料自給率の向上と食の安全・安心の確保のためにも農業の担い手が将来にわたり意欲と希望をもって営農を継続でき、地域経済、社会及び国民の命と暮らしがT P Pによって脅かされることがないように、国に対し、次の事項を強く要望する。

記。

1、T P P合意内容の全容と影響、更には国会決議との整合性について説明責任を果たすとともに、生産者の不安を払拭し、持続可能な農業を確立すること。

2、日本の食料安全保障や食の安心・安全の重要性、農業・農村の果たす役割を十分理解したうえで政策を進めていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月、北海道足寄郡陸別町議会議長、宮川寛。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 提出者の多胡議員から趣旨説明を求めます。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 T P P大筋合意に伴う国・政府の対応に対する意見書の提出について説明を申し上げます。

内容につきましては、ただいま局長が朗読したとおりであります。御承知のとおり、ことしの2月4日に参加12カ国による署名が行われた後、今月8日にはT P P協定の承認案と関連11法の改正にかかわるT P Pの締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が閣議決定されました。

報道によりますと、輸入関税に関し、農林水産物や工業品をあわせた貿易額ベースで95%が撤廃され、聖域とされていた米でさえ13年目には7万トン以上も無関税輸入枠が新設される内容でございます。

合意内容が国民に十分知らされておらず、また、国会決議との整合性についても説明責任が果たされておられません。世界的には人口が急増しており、今後、食糧難の時代が到来することは明白であり、日本の食料自給率の向上と食の安全・安心の確保のためにも、農業を初めとした産業を守っていくことが必要であると考えます。

農業の担い手が将来にわたって意欲と希望を持って営農を継続でき、地域経済、社会、国民の生活がT P Pによって脅かされることがないように、国に対し求める内容であります。

つきましては、陸別町農業協同組合青年部からの請願もあり、国に対し本意見書を提出したいと考えていますので、どうか議員各位の御賛同をいただきたく、簡単であります。趣旨説明とさせていただきます。

○議長（宮川 寛君） 本件については、陸別町農業協同組合青年部部長からの請願があります。会議規則第92条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することについてお諮りします。

委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

お諮りします。本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、意見書案第1号T P P大筋合意に伴う国・政府の対応に対する意見書の提出についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、意見書案第1号は可決されました。

次に、請願第1号についてお諮りします。

同趣旨の意見書案がただいま可決されましたので、請願第1号T P P大筋合意に伴う国・政府の対応に対する請願書については採択されたものとみなすことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、請願第1号については採択されたものとみなすことに決定しました。

◎追加日程第4 発議案第1号議員の派遣について

○議長（宮川 寛君） 追加日程第4 発議案第1号議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

7月5日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会に議員全員を、10月31日に幕別町で開催される十勝町村議会議長会主催の議員研修会に議員全員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は議長発議のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

平成28年度閉会中において、町村議会議長会、市町村議会議長、行政団体、関係団体等から突発的な研修会、集会等の参加要請があり、議会の招集が困難と認められる場合は、議長において派遣の決定の一任を願いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（宮川 寛君） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（宮川 寛君） これで、本日の会議を閉じます。

平成28年陸別町議会3月定例会を閉会します。

閉会 午後 2時33分